

改定京都府環境基本計画（中間案）の概要

京都府環境基本計画の全体構成

※赤字部分は現行計画からの改定箇所

第1章 計画策定の趣旨

■計画策定の背景

SDGs、パリ協定、**IPCC第6次報告書、第六次環境基本計画、ウェルビーイング**等

■計画の位置づけ

- ・目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す
- ・環境保全及び創造に関する総合的・長期的施策大綱
- ・府総合計画の環境分野の個別計画
- ・環境教育等促進法に基づく都道府県行動計画

■計画期間 概ね**2040年**目途

第2章 京都府を取り巻く現状の認識

■環境政策を取り巻く社会情勢の変化

- ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
- ・情報通信技術の急速な進展
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた**ライフスタイルの変化**
- ・国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性
- ・四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

■京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

- ・京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神
- ・豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
- ・京都のまちづくりを支える力

■京都府の環境の現状と課題

- ・持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進
着実な取組の一方で温暖化は進行
緩和策の推進に加え、適応策の強化が急務
(パリ協定、**IPCC第6次報告書、COP28**
気候変動適応法、気候変動適応計画)
- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
再エネの導入や利用拡大を促す取組が必要
(**第7次エネルギー基本計画**、水素基本戦略)
- ・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり
希少種保全と外来生物防除等生物多様性の保全
(**生物多様性国家戦略2023-2030**)
- ・限りある資源を大切に作る循環型社会づくり
廃棄物3Rに加え、海岸漂着物、食品ロス等取組推進
(G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、**第五次循環型社会形成推進基本計画**、
プラスチック資源循環戦略)
- ・府民生活の安心安全を守る環境管理の推進
大気や水質等環境基準の達成、継続

第3章 京都府の将来像（2050年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

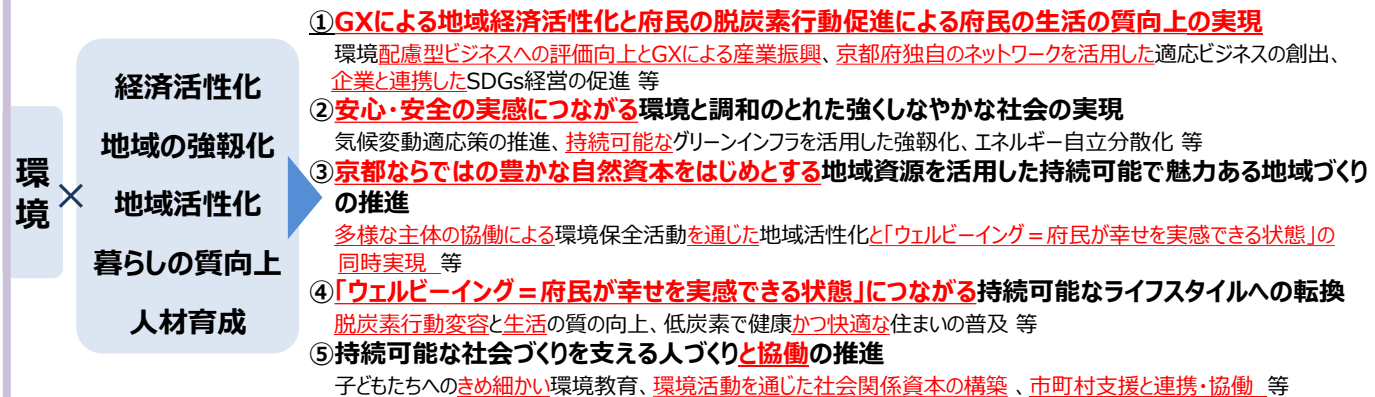
第4章 計画の基本となる考え方

■「**ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態**」をはぐくむ

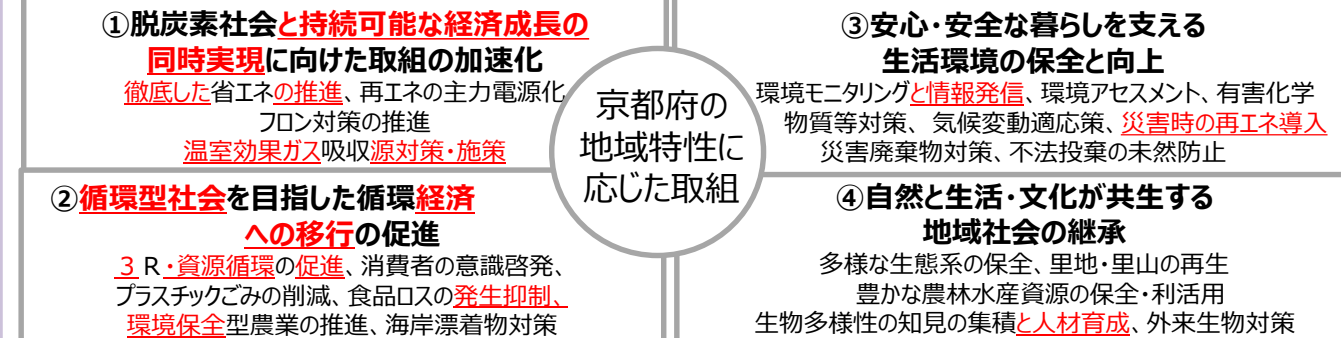
■持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出

3つの柱 ①環境価値の創出 ②京都ならではの豊かさ ③協働

第5章 分野横断的施策の展開方向（2040年目途）



第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進（2040年目途）



第7章 計画の推進

- ・本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- ・京都府環境審議会における検証等徹底したPDCAサイクルにより進行管理を実施。概ね5年後に見直し。

■第1章 計画策定の趣旨

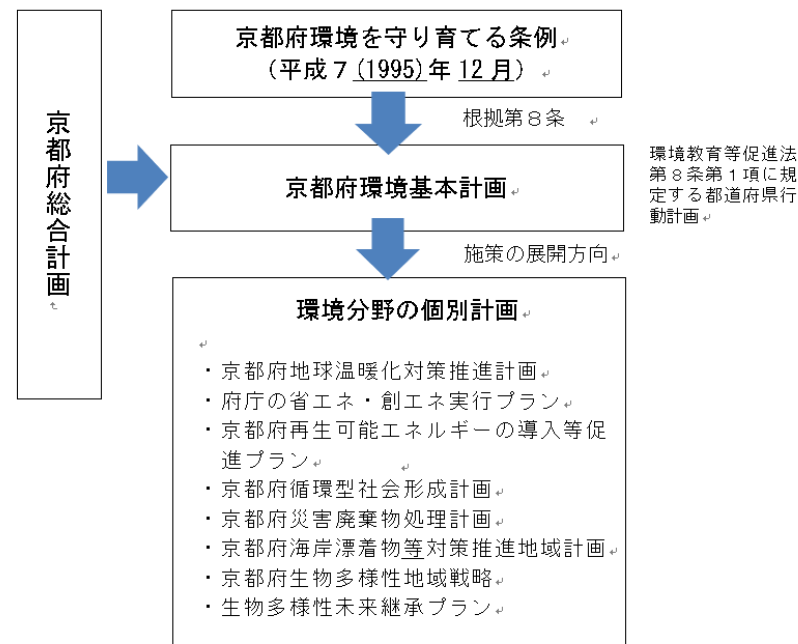
● 計画策定の背景

- 温暖化の進行、自然災害の頻発化、生態系への影響
- 環境対策の加速化の必要性、対策の重要性
- 世界の動き（SDGs、パリ協定、IPCC第6次報告書）
- 国内の動き（第六次環境基本計画にて最上位目的として「ウェルビーイング/高い生活の質」（※）の実現を明記）

（※）「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」

● 計画の位置づけ

- 京都府環境を守り育てる条例に基づく、長期的な施策の大綱を定めるもの
- 「京都府総合計画」の実現に向けた環境分野における施策の基本的方向性を示す
- 環境教育等推進法に基づく都道府県行動計画として位置づけ



● 計画の期間

- 概ね2040年をめどに当面の方向性を示す

■第2章 京都府を取り巻く現状の認識

● 環境政策を取り巻く社会情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化社会の本格化
- 情報通信技術の急速な進展
- 新型コロナウイルス感染症拡大を受けたライフスタイルの変化
- 国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性
- 四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

● 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

- 京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神
将来性のあるスタートアップ企業の力、伝統を守りながら長い歴史を繋いできた柔軟性 など
- 豊かな自然資本とそれに息づく多彩な伝統・文化
歴史と文化を重んじ優れた技術を有する府内事業者などの民間活力、京都が有する多様な自然資本 など
- 京都のまちづくりを支える力
「京都議定書誕生」を契機として培われてきた環境団体等と府民・事業者・研究機関・行政等と連携・協働体制、「学生のまち」として、大学生などの若手の意欲・活力 など

■第2章 京都府を取り巻く現状の認識

● 京都府の環境の現状と課題

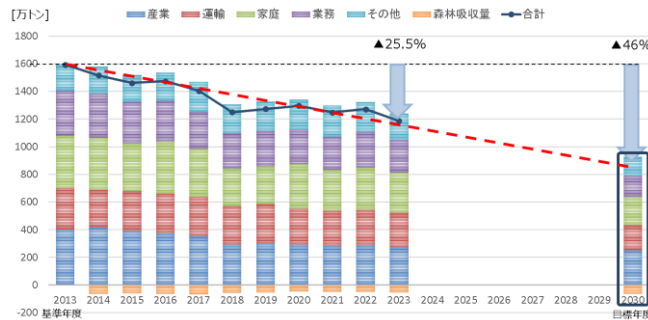
1 持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進

世界の動き

- 「2035年までに世界全体で温室効果ガス排出量60%削減(2019年比)」(IPCC第6次評価報告書(2023.3))
- 「2030年までに世界の再エネ3倍に」COP28(国連気候変動枠組条約第28回締約国会議)(2023.12))

京都府の現状

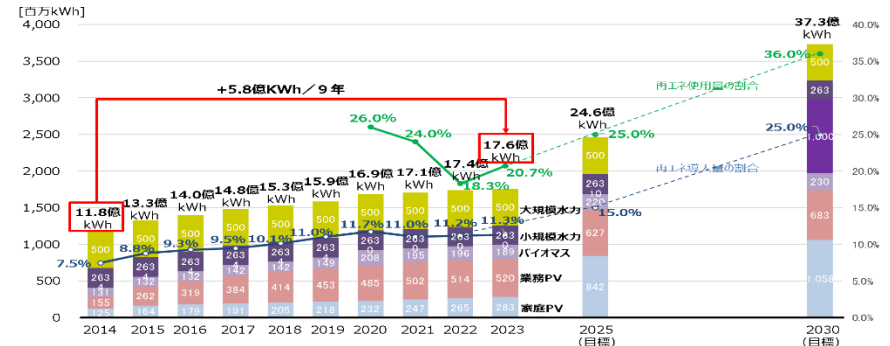
- 温室効果ガス排出量の状況



国内の動き

- 第六次環境基本計画策定(2024.5)
- 気候変動適応計画(2023.5)
- 第7次エネルギー基本計画策定、地球温暖化対策計画改定(2025.2)

- 再生可能エネルギーの導入状況



今後の施策展開における課題

- 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた、府民や事業者を巻き込んだオール京都での推進体制の構築
- 府内企業の9割以上を占める中小企業の脱炭素化
- 地域エネルギー収支(経済収支)の改善等、様々な地域課題の解決と地域脱炭素の同時解決の推進

■第2章 京都府を取り巻く現状の認識

● 京都府の環境の現状と課題

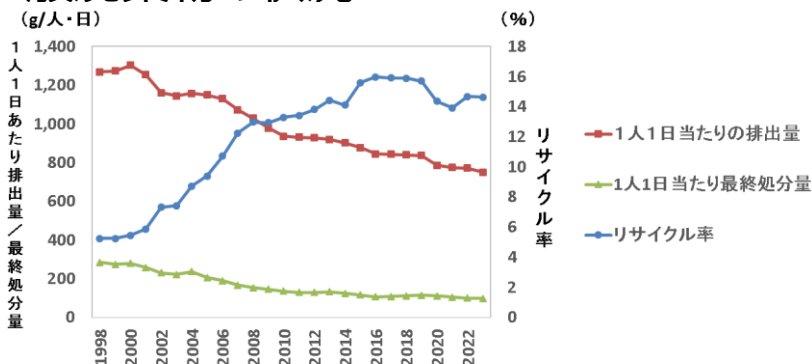
2 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり

世界の動き

- EU「循環経済行動計画」(2020.3)
- 国連「循環経済に関する決議」(2022.3)
- EU「ELV改正規則案」(2023.7)

京都府の現状

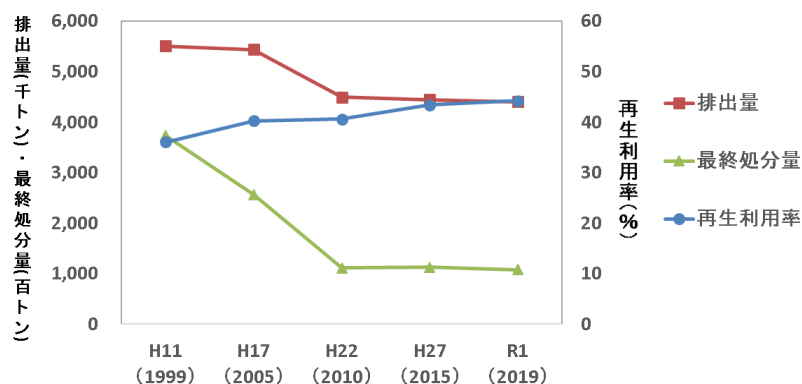
- 一般廃棄物の状況



国内の動き

- 循環経済への移行を打ち出す「第五次循環型社会形成推進基本計画」(2024.8)
- 再資源化事業等高度化法 (2025本格施行)

- 産業廃棄物の状況



今後の施策展開における課題

- 資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現し、循環型社会を形成するため必要
- 廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から不可欠

■第2章 京都府を取り巻く現状の認識

● 京都府の環境の現状と課題

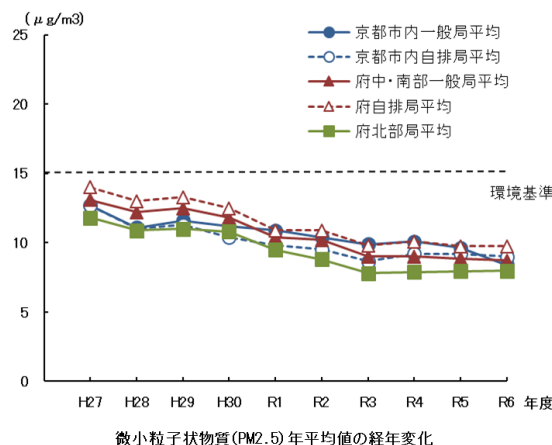
3 府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進

世界の動き

- 「PFASの一部が廃絶等の対象になり、締約国に意図的な製造・輸入等の規制義務」（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約））

京都府の現状

- 大気の常時監視状況

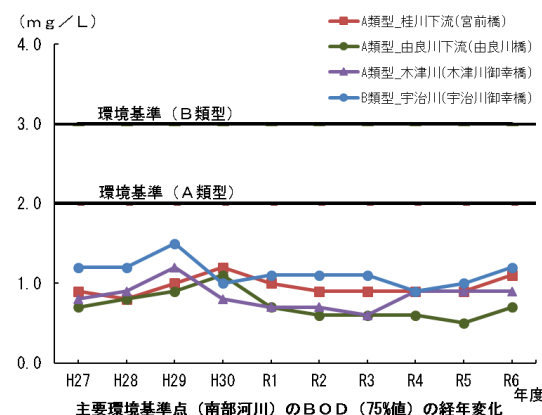


今後の施策展開における課題

- 環境モニタリングの結果など、府内の環境の状況のわかりやすい情報発信
- PFASを始めとする健康影響等に係る科学的知見が十分でない物質等についての最新の知見のわかりやすい情報発信

国内の動き

- かつて全国的に生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を挙げている一方、新たにPFASに関する関心が高まっている
- PFASについては、科学的知見が十分でなく、国の専門家会議等で総合的な対応を検討
- 水質の常時監視状況



※ PFOS及びPFOAについても令和3年度から河川の環境基準点48地点で監視しており、うち2地点で継続的に超過している。

■第2章 京都府を取り巻く現状の認識

● 京都府の環境の現状と課題

4 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり

世界の動き

- 2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる「ネイチャーポジティブ」の実現と30by30目標が掲げられる（COP15(2022.12)）

京都府の現状

- 京都府レッドデータブックの掲載種数の推移

	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計
2015	95	461	505	444	430	1,935
2002	100	393	415	353	334	1,595

国内・京都府の動き

ネイチャーポジティブ実現のためのロードマップとして、生物多様性国家戦略2023-2030(2023.3)が策定され30by30目標の達成等に向けた行動計画と戦略が示される。これを受け、京都府生物多様性地域戦略の中間改定を実施（2023.10）

- 京都府外来種リスト掲載種数の推移（2019）

被害甚大種	被害危惧種	準被害危惧種	要注目種	情報不足種	カテゴリ無	計
91	136	167	234	64	2	694

2005掲載種：603種

今後の施策展開における課題

- 従来の生態系維持・回復対策に加え、30by30目標の達成に向け、自然共生サイト申請のための助言や支援、企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大のための支援の取組促進
- きょうと生物多様性センターを核として、生物多様性保全の取組強化や環境学習の充実、京都ならではの文化や景観の保護・継承

■第3章 京都府の将来像

◆ 2050年頃の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都の持つ「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築

◆ 2040年（当面の施策の方向性）

将来像実現に向けた施策展開の基本となる考え方

「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」

本計画では、府民が身体的、精神的、社会的に満たされ、多様な価値観に応じた“幸せ”を実感できる状態を表す。



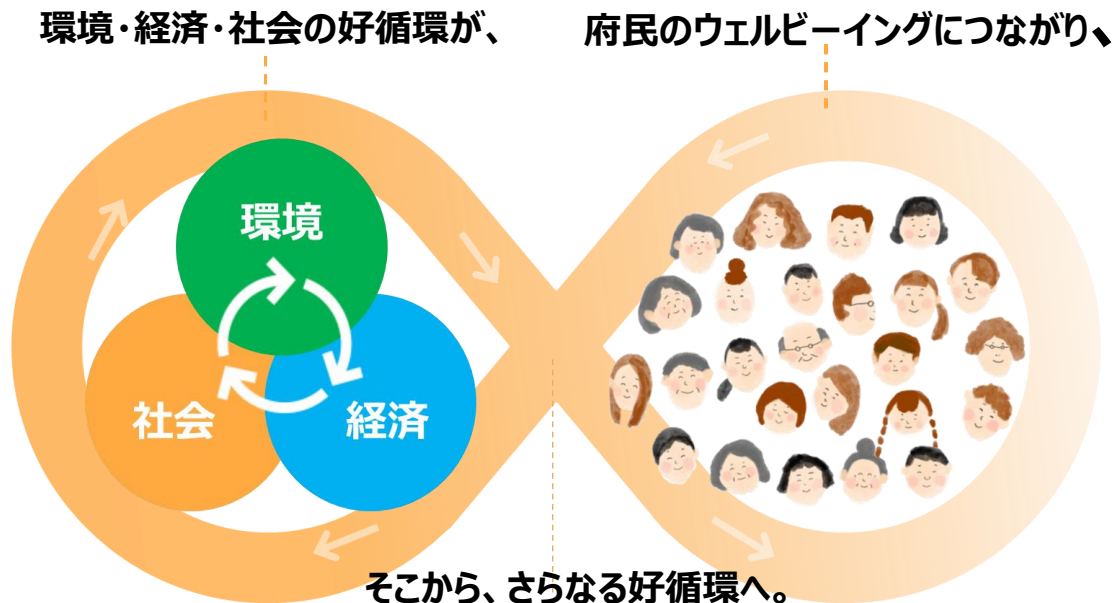
環境・経済・社会の好循環の創出

- スタートアップなど将来性ある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展などから生み出される**環境価値の創出**による、快適性や安心・安全が実感できる暮らしの実現
- これまで培われてきた**京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」**である歴史・伝統・文化や、人的資本と自然資本を地域間連携を図りつつ育み活用し、次世代へと繋いでいく社会の実現
- 府民や企業、府外の関係者（関係人口・交流人口）など多様な主体を包摂的に巻き込み、個々の絆を深め**協働**（社会関係資本の構築）し、環境問題を自分ごととして行動していく社会の実現

■第4章 計画の基本となる考え方

将来像実現に向けた施策展開の基本となる考え方

環境・経済・社会の三側面を統合的に向上させることで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」をはぐくみ、またそれにより環境・経済・社会の好循環をはかっていく



上記基本となる考え方の根幹をなす3つの柱

柱① 環境価値の創出

スタートアップなど将来性ある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現

柱② 京都ならではの豊かさ

京都ならではの豊かさ（自然資本、人的資本、歴史・伝統・文化）の活用と保全

柱③ 協働

府民や企業と府外の関係者（関係人口）を含めた一人一人が個性を活かし、連携し、自ら行動していく地域社会の実現

■第4章 計画の基本となる考え方

柱① 環境価値の創出

～スタートアップなど将来性
ある企業の集積による長期
的な経済成長や先進技術の
発展による安心・安全で快適
な暮らしの実現～

- ・ 脱炭素技術の集積による地域での産業振興
- ・ D X 技術を活用した脱炭素行動への転換支援やナッジ理論の活用による苦にならない行動変容の推進 など
- ・ 脱炭素行動の定着を通じた幸福・快適・安心・安全な暮らしの実現により、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる社会の実現

柱②

京都ならではの豊かさ

～京都ならではの豊かさ（自然資本、人的資本、歴史・伝統・文化）の活用と保全～

- ・ 歴史と文化を重んじ優れた技術を有する府内事業者などの民間活力の利用促進
- ・ 京都の多様な自然資本の保全だけでなく活用することによる、地域振興やネイチャーポジティブの促進
- ・ 京都の強みである大学生など多様な人財の活力を活かした取組の推進 など

柱③ 協働

～府民や企業と府外の関係者一人ひとりの個性を活かし連携し自ら行動していく地域社会の実現～

- ・ 環境意識の個人差や地域差を想定した、幸福感や快適性の向上に繋がるきめ細かい支援策の実施
- ・ 府民、企業、NPO法人などに「学生のまち」である京都の強みである大学生などの若手、府外の関係者（旅行者や出身者等）など多様な人材を包摂的に巻き込むNEWオール京都体制による行動展開
- ・ 府外の関係者へのウェルビーイング訴求による環境に関わる交流人口の増加や担い手確保など

■第5章 分野横断的施策の展開

1 GXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現

施策の展開方向

グリーントランスフォーメーション（GX）による産業振興を図るとともに、府内企業が連携し脱炭素経営が評価される仕組みづくり、ESG投資の推進による地域経済活性化や府民の脱炭素行動変容を促すことにより、府民の生活の質の向上（これによる「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上）を図りながら環境負荷の低減と経済の好循環を生み出す長期的な視点に立った取組を展開していきます。

（１）環境配慮型ビジネスへの評価向上とGXによる産業振興

- ・ 環境配慮行動が「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる府民意識の醸成
- ・ 脱炭素関連スタートアップなど新たな産業による長期的な成長戦略、地域の再生可能エネルギー資源の活用等による新たな価値創出（GX）や伝統産業との融合による府内企業の価値向上 など

（２）京都府独自のネットワークを活用した気候変動影響への適応ビジネスやサービス等の創出・促進

- ・ 中小企業の脱炭素化支援融資で協働している金融機関等による適応ビジネスの育成 など

（３）企業と連携したSDGs経営・ESG投資の促進

- ・ 地域にネットワークを有する金融機関と連携した府内中小企業による環境配慮の取組やSDGs経営の支援
- ・ 企業・金融機関等の多様な主体が参画して脱炭素経営に取り組む企業を後押しする協働の場の創設 など

（４）農林水産業の推進

- ・ 環境保全型農業の積極的な推進による、里地里山など生態系ネットワーク形成を推進
- ・ 地域活性化に繋がる農林水産物や木材等の地産地消 など

■第5章 分野横断的施策の展開

2 安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現

施策の展開方向

京都気候変動適応センターの研究結果等を熱中症対策や様々な分野の事前予測や予防措置に活用するとともに、環境と調和のとれた持続可能なグリーンインフラ等を活用した地域の防災・減災力の強化や、再生可能エネルギーなどの自立電源の災害時における地域開放体制の構築など、環境保全と防災機能の向上を同時に図り、府民の安心・安全の実感（これによる「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上）につながる取組を展開していきます。

（１）京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進

- ・ 気候変動影響に係る情報収集及び調査・研究結果の共有により、人の命と環境を守るための基盤整備を図り、防災、健康、自然生態系、農林水産業等の各分野の取組の活用
- ・ 南北に長い京都府の特性（特産物等に加え景観や伝統文化などの非市場的価値を含む京都の豊かさ）に配慮した適応策の推進

（２）持続可能なグリーンインフラを活用した安心・安全な地域社会の形成

- ・ 環境と調和のとれた持続可能な「グリーンインフラ」の取組を推進し、地域における防災・減災や地域振興、生活環境の質の向上に貢献し、府民が安心・安全を実感できる地域づくりを推進 など

（３）災害に強い自立分散型エネルギーシステムの活用体制の構築

- ・ 再生可能エネルギー、蓄電池、電気自動車（EV）などの導入を促進するとともに、必要な時に府民に開放などが行われる仕組みを構築 など

（４）災害から立ち直る力の強化

- ・ 市町村の災害廃棄物処理計画の策定・改定を支援
- ・ 定期的な訓練・研修等を実施することで、地域における被災対応能力の向上

■第5章 分野横断的施策の展開

3 京都ならではの豊かな自然資本をはじめとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進

施策の展開方向

京都ならではの生物多様性保全の活動を通じた地域ネットワークの構築や、豊かな自然資本を守り活かす事業活動の実践によるネイチャーポジティブの実現など、人的資本、社会関係資本、自然資本等（地域資源）を持続可能な形で利用し、活力ある地域づくりに資する取組を展開していきます。

（１）多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域活性化と「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の同時実現

- 多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域社会の活性化や、豊かな自然環境を享受することによる「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の実現 など

（２）豊かな自然や資源を育む森の保全と利活用による地域振興

- 山陰海岸ジオパークや自然公園等をめぐるガイドツアーやトレイル等の取組を通じた自然豊かな環境を活用した地域振興 など

（３）京都発の技術やイノベーション創出による産業振興と環境に配慮したまちづくりの推進

- 脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業等の集積や、まちづくりへの技術導入等の促進により京都発の先進技術やイノベーション創出による産業振興を推進 など

（４）交流人口や関係人口を巻き込んだ魅力的な地域づくりの推進

- 観光客などの交流人口や府外からの出身者等、京都府ゆかりの人々（関係人口）に、京都ならではの地域資源の魅力を実感させることによる、環境保全活動等の担い手確保

■第5章 分野横断的施策の展開

4 「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる持続可能なライフスタイルへの転換

施策の展開方向

ナッジ理論の活用やインセンティブ付与など様々な手法を用いて、府民や事業者の、環境保全に対する関心や、属性（年齢や居住地）やその他の特性に合わせて、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながるライフスタイルへの転換を促す取組を展開していきます。

（１）脱炭素行動変容と生活の質の向上

- ・ 物流の2030年問題対策やCO₂排出削減につながる再配達防止の取組を促進
- ・ 移動手段のエコ化に伴うCO₂排出削減量を可視化し、健康増進やポイント受領等といったインセンティブ付与により、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」につながる取組を推進 など

（２）低炭素で健康かつ快適なやさしい住まいの普及

- ・ 省エネ住宅義務化に合わせ、健康で快適な高い生活の質を実感できるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及を促進 など

（３）環境にやさしい消費行動の標準化

- ・ エコラベル制度などの周知により、環境行動を促進することで、府民の充実感や幸福感を向上させ、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」をはぐくむことにより、環境への負荷の少ない物品やサービス（環境配慮商品）の利用・購入を促進 など

（４）行動変容の促進

- ・ 国のデコ活の推進やナッジを始めとする行動科学の知見の活用等により、自発的な脱炭素行動変容を促進

■第5章 分野横断的施策の展開

5 持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進

施策の展開方向

地球温暖化防止や生物多様性保全等、地球環境保全につながる活動を行う団体や環境ボランティア、「大学・学生のまち京都」の強みである多くの優秀な研究者や大学生等と連携し、世代や地域等に応じた幅広い環境教育を展開するとともに、京都府が連携の起点となって市町村の実情に応じた支援や協働の場づくりを進め、「オール京都」体制で環境問題を自分ごととして捉え、京都府の豊かな環境を未来に引き継ぐ取組を展開していきます。

(1) 子どもたちへのきめ細かい環境教育

- ・ 地球温暖化防止活動推進センター、京都気候変動適応センター、きょうと生物多様性センターや教育機関などと連携した環境学習プログラムの実施 など

(2) 環境活動を通じた社会関係資本の構築

- ・ 気候変動等から地域固有の歴史・伝統、祭り等の文化を守る地域ネットワークの維持・活性化を促進
- ・ 学習と実践の一体的展開を図り、持続可能な地域づくりを担う人材を育成 など

(3) 地域特性に応じた施策展開に向けた市町村との連携強化

- ・ 意見交換やセミナーの開催といった協働の場を創設、市町村間のネットワークの拡充や人材育成支援等を通じて、市町村をはじめ様々な主体が一体となった「オール京都」の推進体制を構築 など

(4) 地域づくりのリーダー・中間支援組織等を中心とし「大学・学生のまち京都」を活かした協働取組の推進

- ・ 京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都気候変動適応センター、きょうと生物多様性センター、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターと連携し、一般社団法人京都知恵産業創造の森、京と地球の共生府民会議等とのネットワークを活かし、幅広い環境保全活動や人づくりを推進 など

■第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

1 脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化

施策の展開方向

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、徹底した省エネの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入など脱炭素化を進めるとともに、持続可能な経済成長の同時実現を目指す

（１）徹底した省エネの推進

- ・ 家電や高効率機器への更新促進、Z E BやZ E Hの普及促進
- ・ 事業者の脱炭素経営・GX経営の促進
- ・ 集合住宅での充電インフラの整備促進 など

（２）再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

- ・ PPA等の初期投資ゼロモデルによる建築物での省エネと一体となった自立消費型再エネの導入支援
- ・ 地域振興や地域のレジリエンス向上に資する取り組みによりエネルギーの地産地消を図りながら、再エネの最大限導入
- ・ 次世代型太陽電池等の普及による再エネ関連産業の基盤構築を推進 など

（３）フロン対策の推進

- ・ フロンのライフサイクル全体にわたる排出抑制に向けた取組を推進

（４）温室効果ガス吸収源対策・施策

- ・ 森林管理に必要な財源を確保するため、森林クレジットの促進を図り、適正に管理された森林を増加 など

指 標

- ・ 温室効果ガス排出量削減率
- ・ 府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合

■ 第 6 章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

2 循環型社会を目指した循環経済への移行の促進

施策の展開方向

環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の 3 R・資源循環がより進む循環経済（サーキュラー・エコノミー）が構築され、廃棄物が限りなく削減された循環型社会の実現を促進します。

（１） 3 R・資源循環の促進

- ・ 財政支援、人材育成等を通じた 2 R 技術の開発や普及の促進
- ・ 3 R 支援センターにおける資源循環・適正処理情報の集約化 など

（２） 消費者の意識啓発

- ・ 府民の脱炭素行動変容を促進し、環境価値の高い商品の購入や選択が「あたりまえ」になる社会に向けた取組を促進 など

（３） プラスチックごみの削減

- ・ 府民の行動変容を促すビジネスモデルの支援
- ・ 代替プラ製品の開発・販売等の支援
- ・ 大規模排出事業所の廃プラ削減の推進 など

（４） 食品ロスの発生抑制

- ・ 消費者・事業者への啓発や取組支援によるサプライチェーン全体の食品ロス削減
- ・ 未利用食品の有効活用の促進 など

（５） 環境保全型農業の推進

- ・ 温室効果ガス排出量削減に資する栽培技術の普及促進等により、環境保全型農業を積極的に推進 など

（６） 流域一帯で取り組む海岸漂着物対策

- ・ 市町、漁業者等と連携した回収・処理
- ・ スポ GOMI などプラスチック問題への意識醸成など

指 標

- ・ 産業廃棄物最終処分量
- ・ 1 人当たり一般廃棄物排出量

■第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

3 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

施策の展開方向

環境基準の達成に向けて人間活動による環境負荷の低減を進めるとともに、環境モニタリングの実施と情報発信及び新たな環境リスクに備える体制の強化と気候変動による影響や災害に備えた環境対策を推進することにより、快適な環境を維持し、安心・安全な暮らしを支えます。

（１）府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施と情報発信

- ・ 大気や水質等の環境モニタリング（PFAS等の未規制物質を含む）を適切に実施し、その結果を最新の科学的知見等とともに分かりやすく情報発信 など

（２）環境影響評価制度の総合的な取組の展開

- ・ 政策・計画などを策定する段階から環境配慮の組み込みを図るとともに、環境影響評価制度によって、事業における適正な環境配慮を確保 など

（３）環境リスクの高い有害化学物質等による環境影響の防止

- ・ 計画的な立入検査等により、環境リスクの高い有害化学物質等の適正管理を推進 など

（４）京都府の地域特性に応じた気候変動適応策の推進

- ・ 京都気候変動適応センターによる情報収集及び調査研究、適応ビジネス・産学イノベーション創出の支援 など

（５）災害時に地域で電力供給できる再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 住宅や事業所における太陽光発電設備や蓄電池を組み合わせた自家消費型システムの導入支援
- ・ 災害時における再エネの地域活用電源化により、地域に密着した長期安定的な再エネ事業の運営を支援 など

（６）災害時の廃棄物処理体制の強化

- ・ 市町村災害廃棄物処理計画策定・改定を支援
- ・ 市町村向けの訓練・研修等による災害時対応能力の確保・向上 など

（７）不法投棄等の監視指導の強化等による未然防止

- ・ 不法投棄監視指導員による監視体制の強化やドローンの導入等による早期発見・未然防止 など

指 標

- ・ 二酸化窒素（NO₂）の環境基準達成率
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率

■第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

4 自然と生活・文化が共生する地域社会の継承

施策の展開方向

従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と活用を進めることにより、ネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいく。

(1) 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

- ・ 企業や保全団体をはじめとする多様な主体の連携・協力関係の構築
- ・ 30by30に向けた「自然共生サイト」認定の推進
- ・ 自然公園や自然環境保全地域の適切な保全など

(2) 人の積極的な関与による里地・里山の再生

- ・ 野生鳥獣の広域的な個体数・生育環境の管理
- ・ ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用
- ・ 地域資源を活用したビジネスの創出など

(3) 豊かな農林水産資源の保全・利活用

- ・ 木材の地産地消の促進
- ・ 「豊かな京都の里海」の実現による、水産業等の産業振興、地域活性化の促進 など

(4) 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

- ・ きょうと生物多様性センターにおける生物多様性保全のための情報の「収集」、それら情報の「利活用」、次代への「継承」の取組の推進
- ・ 自然に親しむ機会や場の創出、地域の生物多様性情報や資料の保全の推進など

(5) 外来生物による生態系等への影響に対する早期対策

- ・ 地域と連携した外来生物防除の取組の推進
- ・ 特定外来生物バスターズによる水際・初期防除の徹底 など

指 標

- ・ 生物多様性の保全が図られている区域数
- ・ 生物多様性パートナーシップ協定締結数

■第7章 計画の推進

- **本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定**
- **京都府環境審議会における検証等徹底したP D C Aサイクルにより進行管理を実施。概ね5年後に見直し。**